

奈良県民センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十一号

奈良県民センター条例を廃止する条例

奈良県民センター条例（昭和四十六年七月奈良県条例第三号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。